

「信用金庫の合併」に便乗した詐欺犯罪にご注意ください

合併に限らず、当金庫では、「職員がお客様からキャッシュカード（・ローンカード）をお預かりする（回収する）ことや暗証番号をお尋ねする」ことは絶対にございませぬ！

☆ 絶対にキャッシュカード（・ローンカード）を渡さないでください！

☆ 絶対に暗証番号を教えないでください！

合併する信用金庫職員を名乗り、お客さまからキャッシュカードを騙し取るといった事案（未遂）が発生しました！

【発生事実】

浜松信用金庫職員を名乗る（装う）男が高齢の女性自宅へ訪問し、「磐田信用金庫との合併により、今使っているキャッシュカードが使用できなくなるので、変更のためカードをお預かりします。」と虚偽の説明をした。

不審を感じた女性が男に身分証明書の提示を求めたところ、男は持参しておらず、女性は「信用金庫に確認する」と対応した結果、男は立ち去り、実害には至らなかった。

☆ 不審な電話や訪問を受けたら、警察署や当金庫にご相談ください。